

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により次の大規模小売店舗について廃止の届出がありました。

令和元年六月十八日

奈良県知事 荒井正吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマトー桜井ショッピングセンター

所在地 桜井市大字粟殿二五一一二